

令和 4 年度の業務履行に対する評価及び意見に向けて

1 委託事業者との連携

(1) 委託化の推進

ごみ収集業務は、市民生活に欠かすことのできない公衆衛生の根幹となるものであり、災害時等も含め、今後も安定的かつ確実な業務の実施が必要である。

そのうえで、引き続き、民間活力の導入による業務効率化の観点から、令和 5 年度も委託化を進め（4 月 1 日時点での委託化率は、68%に達する見込み）、委託化率の目標達成（令和 6 年度：70%、令和 9 年度：75%）に向けて、今後も着実に取組んでいく。

（委託化率）

年度	R 4	R 5	R 6 (目標)	...	R 9 (目標)
委託化率	66%	68%	70%		75%

(2) 委託事業者の個別評価の継続実施

令和 2 年度から開始した委託事業者 10 社の個別評価については、今年度をもって一巡することとなる。

本市としては、個別評価を行うことで各事業者が自らの業務を振り返ることができ、業務品質の維持向上に資するものと考えており、委託事業者からも「社内教育に活かすことができ、有意義である。」との意見をいただいていることから、次年度以降も継続実施の方向で進めていく。

また、評価に当たっては、京都市生活環境事業協同組合が策定した、「スキル教育システム」との連携も検討し、各事業者の更なる業務品質の向上につなげる。

2 まち美化事務所における啓発及び資源循環の更なる推進

(1) 直営の個別評価

令和元年度までの評価では、直営と委託をそれぞれ全体として評価してきた経過があるが、令和 2 年度から委託事業者を個別に評価する取組を取り入れ、各事業者が改めて自身を振り返る機会を提供できたと考えている。

一方、直営については、市内に 6 箇所のまち美化事務所があるが、市職員として共通の教育や指導、管理等を行っていることから、直営全体の評価を行ってきた。

しかしながら、委託化の推進に伴い、家庭から排出されるごみの約 7 割は委託事業者が収集することとなる現状においては、安定したごみ収集業務の遂行はもとより、適正な分別排出の啓発や移動式拠点回収をはじめとした資源循環の取組など、直営が担う様々な取組にもスポットを当てていくことが重要であると考えている。

そこで、新たにまち美化事務所の個別評価を実施し、直営職員が自らの業務を見つめ直す機会を設けることで、更なる市民サービスの向上につなげていく。

(2) 資源物回収の拡充

まち美化事務所、上京リサイクルステーション、エコまちステーションなどの資源物回収拠点での資源物の持込み量が近年大幅に増加している。

今後も更なる資源循環を推進するため、市民の皆様には資源物を持ち込んでいただきやすい環境整備を検討するなど、利便性向上に向けた取組を進める。

3 プラスチック類の分別ルール徹底

令和5年4月から実施するプラスチック製品の分別回収に向け、現在、市民への分別ルール周知に取り組んでいるところであるが、全ての市民に理解を深めていただき、適切な分別に協力していただくためには、新たに配信を開始した分別案内アプリ「さんあ〜る」を活用するなど、4月以降も継続的かつ分かりやすい啓発が必要である。

とりわけ、現在のプラスチック製容器包装の収集でも混入が認められるリチウムイオン電池使用製品や刃物類、在宅医療器具といった危険物については、プラスチック製品の分別回収に伴い、これまで以上に混入が危惧される。これらの危険物は、収集車両や処理工場の火災、収集時や選別時での職員の怪我や感染等につながる恐れがあるため、市民に対して危険性をしっかりと知らせするとともに、適切な排出を促す取組を積極的に行っていく。

4 ごみ減量と資源循環の取組推進

(1) プラスチックごみの発生抑制・分別・リサイクル

「京・資源めぐるプラン」では、“徹底した使い捨てプラスチックの削減”と“徹底したプラスチックの資源循環”を重点施策として掲げており、引き続き、レジ袋、ペットボトルの削減をはじめとした使い捨てプラスチックの発生抑制に努めるとともに、スプーンや歯ブラシ等の使い捨てプラスチック製品12品目の提供削減が事業者に求められていることから、市民だけでなく事業者に対する啓発の強化も含めた取組を進める。

(2) 食品ロスの削減

食品ロス削減月間を中心に、市民に「生ごみ3キリ運動」等を啓発するとともに、事業者には販売期限延長等の取組の働きかけを行うなど、これまでの地道な取組を続けていくとともに、食品ロス削減に取り組む市民と事業者や事業者同士をつなぐ取組を進めることで、食品ロス削減及びその機運醸成を目指していく。

5 その他

○ 大型ごみにおけるインターネット受付の導入 <市会提案中>

及び持込ごみ搬入における事前予約システムの導入とキャッシュレス化

- ・ 本市の大型ごみ収集は事前申込制としており、現在、電話でのみ受け付けている。

この間のコロナ禍の影響も含めた大型ごみの受付件数の増加に加え、長寿社会の進展により、家庭に退蔵されている使用済みの大型家具等の増加が想定され、今後も受付件数は高い水準で推移することが見込まれる。

そこで、市民の利便性向上を図るため、令和5年10月から24時間365日の受付が可能となるインターネット受付の導入を予定。

- ・ また、本市では市内の家庭から出たごみ又は事業者から出た産業廃棄物以外のごみについて、直接、クリーンセンターに持ち込まれたものを「持込ごみ」として、南部及び東北部クリーンセンターで受け入れている。

申請件数が多い持込ごみの搬入について、インターネット受付等を活用した事前申込制を導入するとともに、現在、支払方法が現金のみとなっているごみ搬入手数料について、キャッシュレス決済を導入することで、手続の迅速性の向上など、市民・事業者の利便性向上を図る。（令和5年10月導入予定）

- ・ これらの取組により、大型ごみ等を排出する際の利便性が向上することとなる一方で、ごみの排出を促進することとならないよう、（株）ジモティーと連携した取組や、複数の民間企業が参画する『使用済衣服の回収&循環プロジェクト「RELEASE⇔CATCH」』※の取組など、民間企業とも積極的に連携し、リユースを促進するための施策を推進していく。

※ （株）ヒューマンフォーラムが中心となり、御家庭で不要になった衣服の回収BOXを設置し、再利用可能な衣服を販売するなどして、市内で循環させる取組